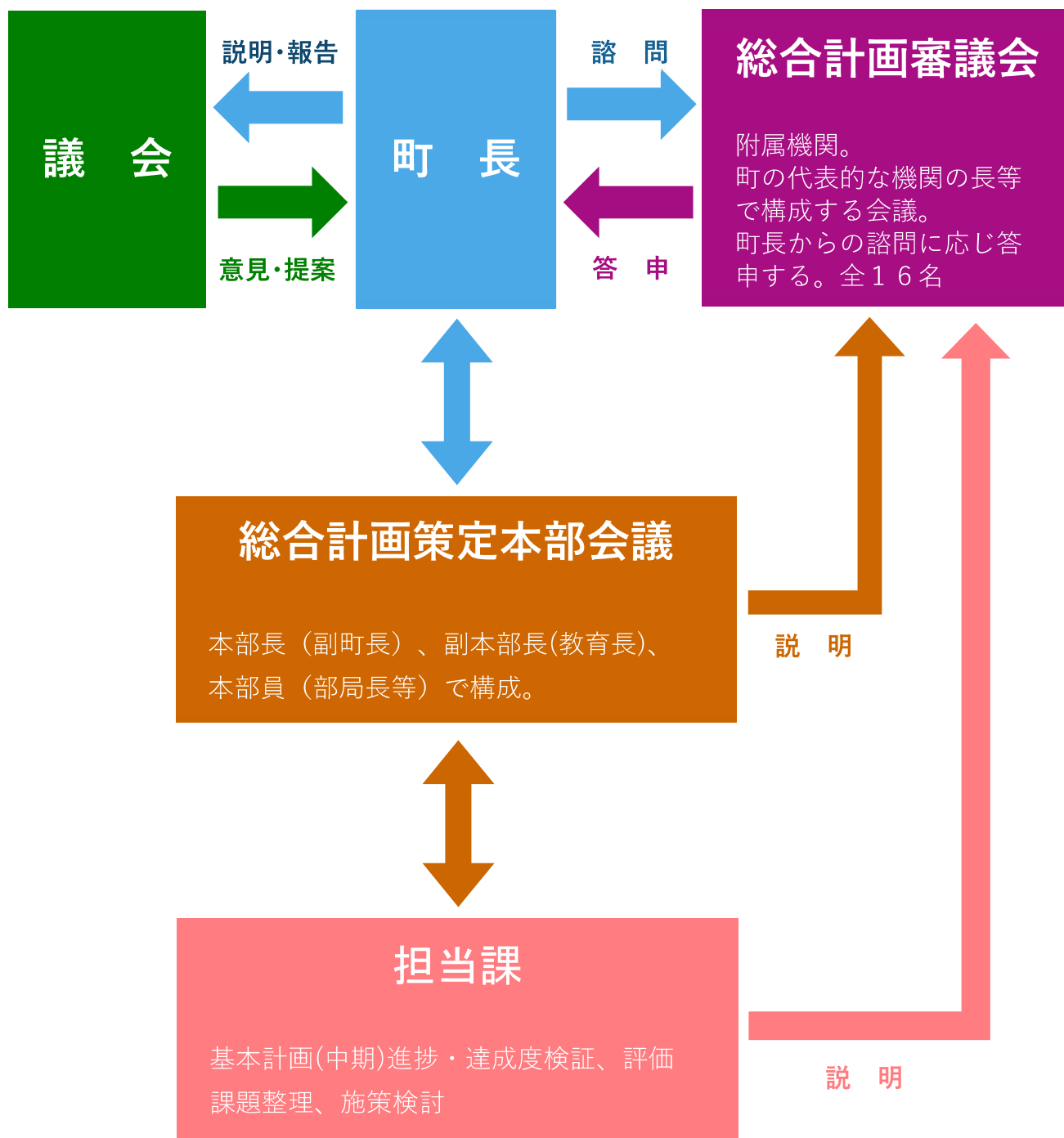


資料編

1 組織体制図



2 条例・規程・要綱

第6期美幌町総合計画策定要綱

(平成26年5月16日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）第36条の規定に基づき、平成28年度を初年度とする第6期美幌町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 第6期美幌町総合計画は、基本構想及び基本計画をもって構成し、付帯資料として実施計画を備える。

2 基本構想、基本計画及び実施計画の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 将来に向けての地域づくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための政策の大綱を定めたものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものをいう。

(2) 基本計画 基本構想で示された政策に基づき各部門ごとに実施する具体的な施策を示したもので、整合性及び網羅性を持った計画をいう。

(3) 実施計画 基本計画で示された施策の基本事業で構成された計画をいう。

(期間)

第3条 基本構想は、平成28年度を初年度として、平成38年度を最終年度とする。

2 基本計画は、前期、中期及び後期に分け、前期を3年計画、中期及び後期をそれぞれ4年計画とする。

3 実施計画は、3年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。

(町民参加)

第4条 行政は、第6期美幌町総合計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施、町民会議の設置等、基本構想及び基本計画を策定する過程における町民参加を促進しなければならない。

(組織)

第5条 第6期美幌町総合計画の策定に際しては、次の各号に掲げる組織を設置する。

(1) 「びほろ」みらいまちづくり会議 町民及び行政で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本的な事項を協議するもの

(2) 第6期美幌町総合計画策定本部会議 副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条に規定する部の長をいう。)等で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本方針等を協議するもの

(3) 美幌町総合計画審議会 美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）別表に規定する会議で、町長の諮問に応じ、美幌町総合計画について審議し、又は意見を述べるもの

(議決)

第6条 基本構想にあつては、別に条例で定めるところにより、町議会の議決を経るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第 8 条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第 9 条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。)第18条又は美幌町個人情報保護条例(平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。)第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事案に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下この条において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 不服申立人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 不服申立人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査会の委員は、自己又はその親族からの不服申し立てに係る審査の議事に加わることはできない。
- 8 審査会は、情報公開条例第18条に規定する不服申立事案に係る答申をしたときは、その答申の内容を公表しなければならない。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【制定附則以下省略】

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係)【抜 粋】

設置	附属機関名 (設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び選任方法	主管部局
町	美幌町総合計画審議会	・町長の諮問に応じ、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画について審議し意見を述べること	25人以内	・自治について識見を有する者	2年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部

美幌町総合計画策定本部会議設置規程

(平成30年10月1日美幌町訓令第1号)

(設置)

第1条 美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第36条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する協議等を行うため、美幌町総合計画策定本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 本部会議は、副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条に規定する部の長をいう。)、議会事務局長、教育委員会教育部長、病院事務長、美幌・津別広域事務組合事務連絡室長並びに総務課長及び財務課長で構成する。

2 前項に掲げる構成員のほか、必要に応じ関係する職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画素案の協議及び決定
- (2) 各種調査分析結果の協議及び確認
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事案に係る協議、確認及び決定(本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長を副町長とし、副本部長を教育長とする。

3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。

4 本部長及び副本部長にともに事故があるときは、総務部長が本部長の職務を行う。

(招集)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

(事務局)

第6条 本部会議に関する事務は、総務部政策課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3 美幌町総合計画審議会委員名簿

任期：令和4年10月4日～令和6年10月3日（50音順・敬称略）

区 分	氏 名	所属団体	職名等
会 長	田 中 克 彦	美幌医師会	会長
副会長	平 田 美木男	美幌町自治会連合会	会長
委 員	石 澤 勝 志	美幌建設業協会	理事
	漆 原 裕 一	美幌町森林組合	代表理事組合長
	熊 崎 崇 朗	公募	公募
	佐 藤 朴 元	美幌町PTA連合会	会長
	佐 藤 みゆき	美幌町民生委員児童委員協議会	副会長
	白 石 さ よ	美幌消費者協会	会長
	田 中 吉 孝	美幌町農業協同組合	代表理事専務
	中 川 寿 一	美幌商工会議所	副会頭
	野 口 富 弘	公募	公募
	杵 師 美和子	美幌町社会教育委員	副委員長
	森 香 織	公募	公募
	森 暉 夫	美幌町社会福祉協議会	会長
	横 山 清 美	美幌観光物産協会	副会長
	渡 部 清	公募	公募

4 諮問・答申

諮 問

諮 問 書

美幌町総合計画審議会

会 長 田 中 克 彦 様

第6期美幌町総合計画基本計画（後期）について

本町では、平成28年4月からスタートした「第6期美幌町総合計画」の基本構想で示す将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現に向けて、各種施策・事業を進めてきました。

この第6期美幌町総合計画の「基本計画（中期）」が令和4年度をもって終了することから、町を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来像を実現していくため、令和5年度から4年間の基本計画（後期）について、美幌町附属機関に関する条例第2条の規定により、諮問いたします。

令和4年10月4日

美幌町長 平 野 浩 司

答 申 書

美幌町長 平 野 浩 司 様

第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について

令和4年10月4日付けで諮問のありました第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について慎重に審議した結果、概ね妥当であると判断しますが、下記の意見を付した上で答申します。

なお、別添「参考意見」は、審議の過程において出た意見を取りまとめたものであり、施策の実施において参考としてください。

記

- 1 情報提供の手段として、SNS や動画配信サービスは有効な手段であるが、時代に適した媒体を活用し情報発信に取り組むこと。
- 2 畜産の振興については、酪農経営の改善を図るため、乳牛の資質向上に向けた取組を推進すること。
- 3 工業の振興については、過疎法等の適用による課税免除規定により企業の立地を促進し、産業経済の発展を推進すること。
- 4 特別支援教育の推進については、保護者の要望や児童生徒の状況に応じた適切な教育の推進に努めること。
- 5 芸術、文化の振興について、指標の設定は実際の状況を踏まえたものとし、実行可能な指標に設定したうえで取り組むこと。

令和4年12月22日

美幌町総合計画審議会
会長 田 中 克 彦

参考意見

別 添

施策	区分		意見内容
1-4 地域の安全対策の充実	(2)交通安全活動の推進	③高齢者の交通安全対策の推進	免許自主返納することにより行動範囲が狭まり、免許返納時のみの支援では身動きが取れないという町民の意見が多い。自主返納後も移動が容易となる方策を検討いただきたい。
1-6 地域の情報化の推進	(1)情報通知の活用推進	③公共無線LANの整備充実	地域住民の活動の場である地域集会施設の利便性向上のため、Wi-Fiの整備を検討いただきたい。
1-7 防災体制の強化	(1)防災体制の充実、強化	④災害時における避難者支援体制の強化	避難行動要支援者名簿の更新の際、避難行動要支援者の把握、更新及び地域との情報共有方法も含めて検討いただきたい。
2-3 障がい者福祉の充実	(3)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	①就労機会の確保	厚生労働省が進めている施策で職場適応援助者（ジョブコーチ）を全国的に増やすというものがある（美幌町では1名）。ジョブコーチの役割は非常に重要で、ハローワークの方で拡充を進めていくとされているが、ハローワークのみでは難しいと感じるので、ハローワークと連携して拡充に取り組んでいただきたい。
2-6 地域医療体制の充実	全般		町内の診療所の多くは後継者不足の問題を抱えているため、診療所も含めた地域全体の医療体制の維持・充実を検討いただきたい。
2-8 ごみ処理、リサイクルの推進	(1)ごみ処理体制の充実	④広域焼却処理施設の整備	ごみの問題は多くの方の関心が高く大変だと思うが、非常に重要な問題なのでしっかり取り組んでいただきたい。
2-8 ごみ処理、リサイクルの推進	(2)ごみの減量化とリサイクルの推進	①ごみの減量化とリサイクルの推進	ごみのリサイクルに関して、紙なのかプラなのか判別が難しいものが増えてきている。高齢者用に文字を大きくするなど、見やすくわかりやすいゴミ分別マニュアルを検討いただきたい。
3-2 農業の振興	(1)農業生産環境の保全・整備	①一般農作物原・採種圃設置の推進	原・採種圃の面積が年々減少傾向にあり、増やしたくても増やせない状況が続いている。馬鈴薯が作れなくなったら大変な話なので、原・採取圃の維持・拡大に向けた支援をお願いしたい。
3-2 農業の振興	(2)担い手の育成確保と生産性の向上	③コントラクター事業の推進	農業分野の人材不足によりコントラクターを利用したいという声が増えてきている。経営面積も大きくなりつつあり、先のことを考えると今以上に需要が増えると思うので、大きな柱だということを認識していただきたい。

施策	区分		意見内容
3-2 農業の振興	(3)新たな農業の展開	⑤農村ツーリズムの推進	農業分野の人材確保のため外国人人材を短期で受け入れられているが、町内に短期で住める物件が少ない。農村ツーリズムを推進するということであれば、外国人の受け入れの際にも利用できるような住環境の充実をお願いしたい。
3-3 林業の振興	全般		FSC 認証制度は国際基準なので非常に厳しい。若齢林に薬剤を空中散布できなく、野鼠被害の影響もある。その辺が民間林業経営者にとっての課題なので、その課題を解決できればFSC 認証制度は良いと思う。
3-3 林業の振興	全般		国際認証の制度である FSC 認証の取り組みは良い取り組みなので、今以上に認知されるよう PR に取り組んでいただきたい。
3-3 林業の振興	(2)付加価値の向上	②FSC® 森林認証取得等による地域材ブランド化	認証材を使用した製品が様々あるが、気軽に購入できる価格帯のものが少ないので、認証材のブランド化や浸透をさせるためにも手に取りやすい価格帯となるような支援を検討いただきたい。
3-6 観光の振興	(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	①既存施設等の利用促進	美幌峠レストハウスが新しくなったが、JR で来た方の移動手段がないので、検討いただきたい。
3-7 地域特産品の振興	(2)地域特産品の PR・販売	③地域特産品の認知度の向上	美幌を代表する特産品は「○○」というように、町内外の方がイメージできるようなものが一つあると良い。 特産品の PR に尽力いただきたい。
4-6 住宅環境の整備	(3)空き家対策	①空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施	昨今の情勢を見ると空き家の問題は今後も増えてくると考える。除却費用も高騰していることから、除却に対する施策はぜひ推進していただきたい。また、住宅に限らず空き店舗の除却に対する支援も前向きに検討いただきたい。
5-2 芸術、文化の振興	(1)芸術文化活動の促進	①芸術や文化活動団体の育成、援助	文化振興を担う人材の育成にスタッフワークの育成も含めてもいいのでは。町民会館を利用する団体の中に会館の照明や音響を操作できる人間がいることで、会館の稼働率の向上（大ホールでイベントを実施していても小ホールが使える）や人手不足の解消にもつながることから、自主的な運営体制の在り方を検討いただきたい。

5 策定経過

令和3年12月10日 美幌町民まちづくりアンケート調査（～12月27日まで）

令和4年 1月12日 美幌中高生まちづくりアンケート調査（～2月10日まで）

9月20日 第1回美幌町総合計画策定本部会議

10月 3日 第2回美幌町総合計画策定本部会議

10月 4日 第1回美幌町総合計画審議会

・第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について町長から審議会へ諮問

10月27日 第2回美幌町総合計画審議会（第1部会、第3部会）

10月31日 第2回美幌町総合計画審議会（第2部会）

11月 9日 第3回美幌町総合計画審議会（第2部会、第3部会）

11月17日 第3回美幌町総合計画審議会（第1部会）

12月 8日 第4回美幌町総合計画審議会

12月22日 第5回美幌町総合計画審議会

・町長へ第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案の答申

令和5年 1月 6日 第3回美幌町総合計画審議会

1月18日 美幌町議会全員協議会に報告

2月 1日 第6期美幌町総合計画基本計画(後期)(案)に対するパブリックコメント実施

（～3月2日）

3月 第6期美幌町総合計画基本計画（後期）決定

6 計画策定にあたっての町民参加の経過

1 アンケート調査

①まちづくりアンケート（R 3.1 2 実施）

18歳以上の町民の方から2,000人を無作為抽出

回答数 642人／2,000人 32.10%

②中高生アンケート（R 4.1 実施）

美幌中学校、美幌北中学校、美幌高等学校、各2年生を対象

中学生）回答数 109人／116人 93.96%

高校生）回答数 53人／62人 85.48%

2 パブリックコメント

「第6期美幌町総合計画基本計画（後期）（案）」に対し、パブリックコメント手続きを実施

・令和5年2月1日（水）～令和5年3月2日（木）

・意見なし

第 6 期
美幌町総合計画
基本計画（後期）
2023 ～ 2026

発 行 / 美 幌 町

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地
TEL : (0152) 73-1111 FAX : (0152) 72-4869

発行日 / 令和 5 年 3 月

編 集 / 美幌町総務部政策課政策統計グループ